

プランの作成にあたって

★ 男女共同参画社会とは？

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

男女共同参画社会の実現には、あらゆる人々が男女共同参画の意義を理解するとともに、社会の様々な分野における方針の立案・決定過程への女性の参画を促進していく必要があります。

★ プラン策定の目的

本県では、基幹的農業従事者の約4割を女性が占めており、また、経営の多角化が進むにつれ、女性の役割の重要性がますます高まっています。このような中、本県の農林水産業の成長産業化及び活力ある農山漁村の実現のためには、男女がともに支え合い活躍する環境づくりが必要です。

こうしたことから、今般、経営や地域社会において、性別や世代にとらわれず、個々の強みを活かして役割を担っていくことのできる場の創出に向けて行動するための指標として、第5次プランを策定しました。

★ プランの目標期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

★ 法制度の動き

